

○名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の班長に関する規則

（平成21年9月28日規則第1号）

改正 令和2年5月28日規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第3号）及び名寄地区衛生施設事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号及び同項第2号に基づき任用された職員をいう。以下同じ。）の指導・連絡体制の強化と資質の向上を図ることを目的として炭化センターに置く班長（以下「班長」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（班長の設置）

第2条 炭化センターに班長を2名置く。

（任用）

第3条 総務課長又は所長は、班長の任用を必要と認めたときは、炭化センターに所属の会計年度任用職員の中から選考し、任用伺いを事務局長に提出するものとする。

2 事務局長は、任用を決定したときは、任用期間、業務内容、班長手当額等を明記した辞令（別記様式）を総務課長又は所長に交付するものとする。

（任用期間）

第4条 班長の任用期間は、任用された日から6か月間とし、任用期間の満了により辞令を用いないで当然失職する。ただし、再任は妨げないものとする。

（解任）

第5条 任用期間中であっても、不適任であると認められる場合その他事務局長が特別な事情があると認める場合は、事務局長は辞令を用いないで当該班長を解任することができる。

2 前項の規定により班長が欠けた場合は、他の者を任用して前任者の残任期間に充てることができる。

（業務内容）

第6条 班長の業務内容は、別表1に定めるもののほか、必要な業務について辞令に明記する。

2 班長は、業務内容等について総務課長又は所長に報告しなければならない。

（会議の開催）

第7条 班長は、必要に応じて会議を開くことができる。

（班長手当）

第8条 班長に対し、月額10,000円の班長手当を支給する。

2 班長手当は、毎月1回報酬支給日に支払うものとし、月の1日からその月の末日又は雇用期間が満了する日までの分を、翌月に支払うものとする。

3 第5条第1項の規定により解任された者のうち、月の途中で解任された場合の当月分の班長手当は、別表2に定める1ヶ月の任用期間に対応する額を支給する。この場合、1ヶ月の任用期間は、解任された日が属する月の1日から解任された日までの日数とする。

4 第5条第2項の規定により任用された者のうち、月の途中で任用された場合の当月分の班長手当は、

前項の規定を準用して支給する。この場合、1ヶ月の任用期間は、任用された日から任用された日が属する月の末日又は雇用期間が満了する日までの日数とする。

附 則（平成21年9月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記様式（第3条関係）

辞 令

炭化センター会計年度任用職員 _____

炭化センター班長を命ずる。

任用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
業務内容	
手当額	
その他	

上記のとおり発令します。

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合
事務局長

別表1（第6条関係）

業務内容
・朝礼、作業割当、作業任務指示 ・安全器具等確認、中操と現場の連携、現場巡回、作業 ・故障及び異常時の対応（指示、報告） ・終礼、日誌等記帳、引継、施設内確認（施錠、凍結等）

別表2（第8条関係）

1ヶ月の任用期間	支給額
10日未満	0円
10日以上20日未満	5,000円
20日以上	10,000円